

大和市告示第42号

大和市法外援護支給要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

大和市長 古谷田 力

大和市法外援護支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の救急医療体制の円滑な運営に資すること及び行旅困窮者に対し一時的な救済を行うことを目的として、行旅困窮者又は行旅困窮者に係る救急医療を行った医療機関に対し、法外援護（以下「援護」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急医療 急病、事故等による急性期の傷病で、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第1条に規定する療養の給付のうち、診療した医師が救急と認める医療をいう。
- (2) 行旅困窮者 市内を行旅中の者であって、所持金の消費、紛失、盗難等により、行旅又は救急医療に要する費用に困窮しているもののうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）その他の法令による給付を受けられないものをいう。

(援護の種類)

第3条 援護の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は当該各号に定めるものとする。

- (1) 救急医療受診者援護 行旅困窮者が医療機関において救急医療による治療を受け、当該行旅困窮者の責務による弁済が行われない医療費に相当する額を当該医療機関に支給するもの
- (2) 行旅人援護 行旅困窮者の目的地又は市長が認める地点までの交通費を当該行旅困窮者に支給するもの

(援護対象者)

第4条 援護の対象となる者は、次の各号に掲げる援護の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 救急医療受診者援護 行旅困窮者に係る救急医療を行った医療機関（ただし、当該行旅困窮者が次に掲げる者である場合は除く。）
 - ア 分割払等の手段により医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者
 - イ 親族又は雇用主等が医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者

- ウ 労働者災害補償保険又は自動車損害賠償保険等が適用され、医療費の弁済が行われる者
- エ 公的医療保険制度に加入している者
- オ 大和市外国籍市民救急医療対策事業費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第85号）により医療費の弁済が行われる者

(2) 行旅人援護 行旅困窮者

(援護の額)

第5条 援護を行う額は、次の各号に掲げる援護の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 救急医療受診者援護 行旅困窮者が医療機関において救急医療による治療を受け、当該行旅困窮者の責務による弁済が行われない医療費に相当する額（大和市生活保護嘱託医等設置規則（平成20年大和市規則第44号）第2条の規定により設置される嘱託医が認めるものに限るものとし、50,000円を上限とする。）

- (2) 行旅人援護 市長が必要と認める額

(援護の申請等)

第6条 援護を受けようとする者は、大和市法外援護支給申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、行旅人援護を受けようとする者にあつては、口頭により援護の申請を行うことができる。

- 2 救急医療受診者援護の支給を受けようとする医療機関は、前項の規定による申請を行う前に、当該行旅困窮者に係る救急医療に要した診療費について、当該行旅困窮者又は当該行旅困窮者の扶養義務者等が支払うことができるか調査しなければならない。

(援護の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支給の適否を決定し、その結果を大和市法外援護支給決定通知書又は大和市法外援護不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。ただし、行旅人援護に係る結果については、口頭により通知するものとする。

(請求等)

第8条 前条の規定により支給の決定を受けた医療機関は、救急医療受診者援護の支給を受けようとするときは、大和市法外援護支給請求書により市長に請求するものとする。この場合において、市長は、速やかに支給するものとする。

- 2 前条の規定により行旅人援護の支給の決定を受けた者は、行旅人援護の支給を受けたときは、当該支給に係る受領書を市長に提出しなければならない。

(援護の返還等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により援護を受け、又は受けようとした者があったときは、その援護の決定を取り消し、又は既に支給した援護の額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定による救急医療受診者援護は、施行日以後に行旅困窮者が受診した救急医療に係る診療費について適用する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市法外援護支給申請書	第6条
第2号様式	大和市法外援護支給決定通知書	第7条
第3号様式	大和市法外援護不支給決定通知書	第7条
第4号様式	大和市法外援護支給請求書	第8条